

市民の皆様へ

習志野市長

避難行動要支援者名簿の作成について

習志野市では、災害時に一人では避難することが困難な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に迅速な支援ができるよう避難支援等を行う関係者で共有しています。

このお知らせは、名簿にご自分の情報が載ることに対しての意思を確認させていただくためのものです。

(詳細については、裏面及び同封の別紙をご参照ください。)

「避難行動要支援者名簿」へご自分の情報を載せることを希望しますか？

希望する

希望しない

市への手続きは
必要ありません。

令和7年3月7日（金）までに、
以下のいずれかの方法でお申し出ください。

- ・ **ちば電子申請サービス**で申込（右のQRコードから飛べます）
- ・ **メール**で申込（メールアドレス：hofutyo@city.narashino.lg.jp）
- ・ 別紙「登載の申出書」を記入し、**郵送**または**FAX**にて提出
- ・ **電話**にて申込（健康福祉政策課：047-453-7375）



このあと3月末に市役所から送付される
「避難支援計画書」は、民生委員または高齢者相談員が
5月下旬以降にご自宅を訪問して回収します。



避難行動要支援者名簿とはなんですか？

避難支援や安否確認等の円滑化を目的とした名簿です。

災害が起きた時に、一人で避難することが難しい方を対象に作成する名簿で、避難支援や安否確認等の円滑化を目的としています。

市役所の他に、地域の関係団体で所有し、日頃からの見守り活動にも使用されます。

私は名簿に載る対象なのですか？



高齢者世帯および独居（日中独居含む）の方は対象です。

今回このお手紙を受け取っている方は、下記のいずれかに該当する方です。

＊要介護あるいは要支援認定を受けている方

＊障がい介護給付サービスを受けている方

基本的に、65歳以下の同居親族がいる方は対象外となりますが、日中ひとりになる時間が長い方や、日頃より地域での見守りを必要とされている方は名簿に載る対象となります。



名簿に名前が載っていれば、 災害時に必ず救助してもらえるのですか？

災害時の避難支援を保証するものではありません。

避難行動要支援者名簿に載っていても、災害時の避難支援を保証するものではありません。また、名簿を所有する関係者に、避難支援および安否確認義務が生じるものではありません。

しかしながら、大規模災害が発生した際は、自らの身を守る「自助」と、親族や地域など身近な人同士で助け合う「共助」は非常に重要です。避難行動要支援者名簿の作成は「共助」の支援体制づくりの一環となります。

あわせて、「備蓄品は足りているか？」「避難所までの経路は？」など、日頃から自助の備えを意識することも大切です。

この名簿は誰が所有しますか？



市役所の関係部署と地域の関係団体です。

市役所では健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい福祉課、危機管理課、消防本部警防課が所有しています。

地域の団体は、民生委員児童委員、高齢者相談員、消防団が所有しています。令和7年度からは、自主防災組織（希望した組織のみ）にも名簿を提供する予定です。

～名簿登載の流れ～

(1) 下記の方法で名簿への登載を申し出てください。

①ちば電子申請サービス

右のQRコードからサイトにアクセスして手続きしてください。



②メール

必要事項を記入の上、同封「登載の申出書」の「同意」欄に
チェック(☑)を入れてください。

記入済の申出書を撮影し、hofutyo@city.narashino.lg.jp まで送付してください。
もしくは、住所、氏名、連絡先等をメール本文に入力して送信してください。

③郵送またはFAX

必要事項を記入の上、同封「登載の申出書」の「同意」欄に
チェック(☑)を入れてください。

記入済の申出書を、下記宛先まで郵送またはFAXしてください。

〒275-8601

習志野市鷺沼2-1-1 習志野市健康福祉政策課 社会福祉係
(FAX) 047-454-2030

④電話

下記電話番号までお願いいたします。

(TEL) 047-453-7375※直通



(2) 3月末に「避難支援計画書」が送付されます。

記入を済ませてお手元で保管してください。

(3) 5月下旬以降、地区担当の民生委員または高齢者相談員が
ご自宅を訪問し、計画書を回収します。

※地域の関係団体(民生委員、高齢者相談員、消防団、自主防災組織)が
保有する名簿にはご自分の情報を載せたくないという方は、
「登載の申出書」の不同意欄にチェック(☑)を入れて申し出てください。
その場合、避難支援計画書の送付および民生委員等の訪問はありません。

《申し出期限：令和7年3月7日(金)まで》

よくある質問（Q&A）

Q 名簿はどのように使われるのですか？

A 災害時の避難支援、安否確認のほか、民生委員及び高齢者相談員による平常時からの見守り活動に活用されます。

Q 「名簿の対象者に該当しない方」とは、どのような方のことですか？

A ①同居している家族がいる方（子供と同居等）、②施設に入所している方、③長期入院で退院の見込みが立たない方等です。

※ただし①については、仕事等でご家族が外出し、お一人になる時間帯がある方は名簿の対象になります。（※下記 QA 参照）

Q 息子夫婦と同居しています。息子達が仕事に出ていて日中一人であることが多いのですが、名簿の対象になりますか？

A 名簿の対象となります。

Q 名簿の登載を希望するか迷っています。

A 登載希望をされた場合は、平常時、この名簿をもとに、民生委員や高齢者相談員がご自宅を訪問します。大規模災害時の支援には、普段からの地域のつながりが必要不可欠ですので、名簿への登載をご検討ください。

なお、不同意（地域の関係団体に配布される名簿への登載を希望しない）を選択した場合でも、市役所の関係部署で保有する名簿には、お名前が載り、災害時の支援に活用されます。

Q 「避難支援計画書」とはなんですか？

A 1人ひとりの状況に合わせて、避難支援の実施のために作成する計画書です。本市では A4 用紙両面の様式です。名簿登載者には後日、別途送付します。

＜問合せ 及び 申し出先＞

習志野市 健康福祉部 健康福祉政策課 社会福祉係
（市庁舎1階1番窓口）

電 話：047-453-7375（直通）

（電話受付時間：8時30分～17時）

郵送先：〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

FAX：047-454-2030

メール：hofutyo@city.narashino.lg.jp

FAX 047-454-2030

メール hofutyo@city.narashino.lg.jp

健康福祉政策課 社会福祉係 行

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

どちらかひとつにチェック

避難行動要支援者名簿 登載の申出書

☐ 同意

「市役所内の関係部署」及び「地域の関係団体」が保有する
避難行動要支援者名簿に載ることを希望します。

☐ 不同意

地域の関係団体に配付される避難行動要支援者名簿に
載ることを希望しません。

◆市役所内の関係部署が保有する名簿には載りますが、
民生委員又は高齢者相談員の訪問はありません。

◆不同意を希望された方には、定期的に名簿登載における同意への
変更の有無に係る通知を送付します。

フリ ガナ
氏 名：

住 所：習志野市

電話・FAX：

その他：

※訪問にあたり、注意事項があれば記載してください。

※訪問の日程調整を本人以外が行う場合は、その方の連絡先を
記載してください。

《申し出期限：令和7年3月7日（金）まで》

